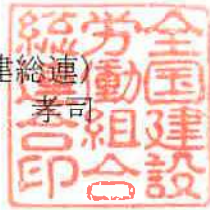


2024（令和6）年7月12日

立憲民主党  
代表 泉 健太 様

## 建設業の就労環境の改善、来年度予算に関する要請

全国建設労働組合総連合（全建総連）  
中央執行委員長 中西 孝司



日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、諸物価とりわけ建設資材等の高騰は収まらず、地域建設産業においても深刻な影響を及ぼしています。こうした中で、第213回通常国会において建設業法等の「担い手3法」が改正され、労働者の処遇改善、建設業での働き方改革の推進、資材価格高騰への対応が進んでいるものの、建設現場の施工を担う建設技能者の賃金・単価が大きく改善されたとはいえない状況が続いています。また、建設業に従事する若年労働者は激減し、建設技能者の高齢化により技能の伝承もままならず、このままでは住宅の新築やリフォームだけでなく、インフラ等の維持管理・更新や災害時の応急対応すら困難になるのではと危惧しています。私たちは地域の建設業者の事業を継続させ、建設技能者の雇用を守るための施策の強化が必要と考えます。来年度予算の策定に合わせて下記の事項について、早急に実現するよう要請いたします。

### 記

1. 「担い手3法」の改正を受け、建設業における働き方改革の推進、物価高騰を踏まえた建設技能労働者への適正水準の賃金支払い、下請業者までの確実な法定福利費・安全経費の支払いのための施策を講じること。
2. 建設国保を育成・強化すること。国庫補助はコロナ以前の医療費推計や今日的状況を踏まえて、自然増を含む医療費の伸びを適切に勘案し、現行補助水準を確保すること。
3. 建設業の担い手確保・育成のための支援策を強化すること。建設キャリアアップシステム(CCUS)を法的に位置づけると共に、一層の普及・促進を図ること。
4. 新築・リフォーム工事費の価格上昇による消費マインドへの影響を考慮し、補助事業の延長や拡充を行うこと。脱炭素社会の実現に向けて、国産材の安定供給と公共・民間建築物での木材利用促進のための施策を強化すること。また、大工技能者の確保・育成について引き続き取り組むとともに、支援を拡充すること。
5. 建設アスベスト被害の根絶と、被害を受けたすべての建設従事者を救済するため、基金制度の拡充を行うこと。
6. さらなる消費税率引き上げは行わないこと。適格請求書保存方式においては、小零細事業者が取引から排除されない仕組みとすること。また、負担軽減措置について、当面は対象期間を延長すること。

以上